

大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望

6 大市長、市議会議長

解説

大都市財政の財源の拡充については、これまでも機会あるごとにその必要性がさげばれ、またさまざまななかたちで各方面にたいする要望がなされてきた。その結果一部の財源について多少の配慮がなされたが、いずれも調整的なものであり、問題の本質にふれるものではなかった。この間大都市への人口および各種機能の集中は一向におとろえず整備をせまられる都市施設の量が激増しており、必要最小限の公共投資すらも見送らざるをえないところまでおいこまれている。このような窮状から抜け出すためには、従来のような皮相的な手段にとどまることなく、現在の大都市の実態を正しくふまえたうえでの対策が講じられなければならない。本要望書は、こうした観点から、税源配分に関する抜本的な制度改正と国庫補助制度の改善を早急に行なうよう、6大都市が共同で政府などの関係機関に要望したものである。

はじめに

大都市問題は、近年ようやく、わが国の政治、経済上の重要課題として、国会、政府及びその関係機関、各政党において採りあげられ、数次にわたる国会の付帯決議や税制調査会の答申等で、大都市税財政の充実強化の必要性が強調されてきました。

その結果、固定資産税、都市計画税の負担調整ならびに自動車取得税の創設等に伴う道路財源の拡充等若干の配慮がなされましたが、これらの措置のみでは、大都市が直面する膨大な財政需要を到底充足できるものではなく、抜本的な税財政制度の改正が必要であります。

すなわち、大都市では、いわゆる大都市問題解決のため、計画的に都市施設の整備を図っておりますが、現在の財源不足の状況の中では、その計画も年々延伸せざるを得ず、必要最少限度の公共投資すら見送ることとなる結果、道路交通の混雑、公害の多発等による大都市機能の渋滞、住民生活環境の悪化はますます深刻化しつつあるのが実情であります。

かかる現状の中で、当面、緊急に必要な都市施設の整備のみをとりあげても、事業費は今後4か年間に1兆5千億円に達し、現行税財政制度の下における財源不足額は3,700億円と見込まれます。

大都市の当面緊急投資の必要額と財源不足額

<単位：億円>

年度	44	45	46	47	計
投資必要額	3,257	3,650	3,984	4,480	15,371
財源不足額	626	835	1,031	1,177	3,669

いまや、大都市税財政問題は、第58回国会の付帯決議並びに今般の税制調査会の答申に明らかなごとく、その具体的な対策を即刻講ずべき段階に至っておりますので、昭和44年度を期し、国、地方を通ずる税源配分を早急に再検討され、下記の方

向で抜本的税制改正を行ない、併せて国庫補助金制度の改善を実施願いたく強く要望いたします。

1・税制改正の要望

都市における自主財源の減衰傾向に加えて、街路生活環境施設その他都市施設の整備に伴う動的な都市的財政需要の増大する実態並びに大都市の特例事務にかかる特殊財政需要に対処するため、次のような方向で税制改正を行ない、自主財源の拡充強化を図ること。

(1) 都市税制の強化

ア 法人所得課税の拡充

都市税制には、都市における企業活動に即応する動的な税制が必要であるが、現行税制においては都市に対する法人所得課税の配分割合が極めて低いので、法人所得課税の再配分をはかり、市民税法人税割の税率を100分の20<現行100分の8.9>に引き上げる。

イ 譲渡所得課税の充実

土地開発がただちに都市の財政需要の増嵩をきたす実態にかんがみ、開発利益吸収の見地から土地に対する譲渡所得にかかる税額の2分の1相当額を都市に付与する。

ウ 指定都市に対する税制特例の実施

指定都市については、国・府県道の管理その他指定都市に特有な事務配分の特例が設けられていること等に伴う必要な税制上の特例措置として消費税・流通税の税源を付与する。

(2) 道路財源の拡充

ア 道路事業費に対する道路目的財源の不適正な実態を直視し、地方道路税率を1[㎞]6,800円<現行4,400円>に引き上げて、地方の燃料課税の総

枠を拡大する。

イ 地方道路譲与税の不合理な配分方法を改善することとし、道路整備の財政需要に即した目的財源の適正な付与を確保するため、道路交通の実態等を反映するよう配分基準に補正を加えた石油ガス譲与税の配分方式に統一する。

(3) 租税特別措置等の整理合理化

租税特別措置、非課税規定等のうち、国の政策目的を主とするもの及び課税の均衡上適当でないもの等を大巾に整理合理化する。

2・国庫補助金制度改正の要望

大都市行財政の実態に即し、国庫補助金制度の改正を行うとともに、国・地方の負担区分を明確化し、地方財政の改善を図ること。

(1) 大都市整備に対する高率国庫補助制度の確立
大都市における再開発と生活環境の整備を行ないあわせて都市災害を防止するため、集中的かつ多額の事業費を益々必要とする街路、下水道、地下鉄、その他大都市特殊機能整備等の投資的事業について、高率補助の制度を設ける。

(2) 現行国庫補助金制度の内容の改善

ア 補助対象の範囲及び補助単価を、大都市における施設の質的水準、物価の変動等事業の実態に即したものに改め、超過負担の解消を図る。

イ 港湾、都市公園などにおける補助率を法定限度補助率まで引き上げる。